

## 原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和3年3月19日（金）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

### <本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから3月19日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まずは1ページ目、1番の原子力規制委員会の関係です。

(2) 第67回原子力規制委員会臨時会議。これは来週の25日木曜日、10時半からとなります。議題は4つございます。

議題1、放射線審議会の委員の選考について。こちらは6月に任期を満了する放射線審議会の委員5名につきまして、新たに任命する委員の候補者を選考するものです。

議題2、緊急事態応急対策委員の選考について。こちらは5月に任期を満了する緊急事態応急対策委員5名につきまして、これも新たに任命する委員の候補者を選考するものです。

議題3、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の選考について。こちらも6月に任期を満了する炉安審と燃安審の委員4名につきまして、新たに任命する委員の候補者を選考するものです。

最後、議題4です。九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る審査請求及び執行停止の申立てに対する決定について。こちらは玄海原子力発電所3号機、4号機に対する審査請求と執行停止の申立てについて、審議と決定を行うものです。

続きまして、2番の審査会合の関係になります。

2ページ目を御覧ください。真ん中から参ります。3月23日火曜日、(4) 環境放射線モニタリング技術検討チーム第14回会合。議題は大きく2つございます。

議題の1つ目は、放射能の分析と測定の実務用のマニュアルとして、規制庁が放射能測定法シリーズというマニュアルを策定しております。その放射能測定法シリーズで令和2年度に新たに策定するものとして作業を行っていた「緊急時における環境試料採取法」というものがございまして、その最終案について外部専門家に議論し、御意見を頂くものです。

議題2も、同じく放射能測定法シリーズで令和3年度に新規に策定作業を行うことと予

定されている「大気中放射性物質測定法」に関しまして、今後の策定の方向性について外部専門家に議論を頂くものです。

続きまして、その下です。(5) 第399回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合。議題は3つございます。

議題の1つ目は、三菱原子燃料の加工施設の設計工事計画認可に関しまして、放射線管理施設などについての2月22日の認可申請の概要説明を受けるものです。

議題2は、原子燃料工業熊取事業所の加工施設の設計工事計画認可に関しまして、第二加工棟などについての2月15日の認可申請の概要説明を受けるものです。

議題3は、リサイクル燃料貯蔵リサイクル燃料備蓄センター(RFS)の設計工事計画認可に関しまして、電源設備についての2月26日の認可申請の概要説明を受けるものです。

続いて、1ページおめくりいただいて3ページ目を御覧ください。上のほうから参ります。3月24日水曜日、(8) 第958回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。

こちらは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の特定重大事故等対処施設の設置変更許可に関しまして、地下の断層等に関する審査を行うものです。

今度はその下です。3月25日木曜日、(9) 第959回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。議題は大きく2つに分かれております。

1つ目は、九州電力玄海原子力発電所3号機、4号機の設計工事計画認可に関しまして、緊急時対策棟についての昨年12月3日の会合のコメント回答を受けるものです。

続きまして、もう一つです。関西電力大飯発電所3号機の設計工事計画認可に関しまして、加圧器スプレライン配管溶接部の取替工事についての2月16日の補正申請の概要説明を受けるものです。

続きましてその下、(10) 第2回緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する検討チーム。議題は大きく2つございます。

議題の1つ目は、2月18日の第1回検討チーム会合で議論されました対象地域と対象年齢層などの要件に関する議論を改めて整理するものです。

もう一つ、議題2ですが、こちらは甲状腺被ばく線量の簡易測定と詳細測定の目的や測定方法、さらには測定の対象者などについて検討を行うものです。

続きまして、その下です。(11) 第35回もんじゅ廃止措置安全監視チーム。

議題の1つ目は、日本原子力研究開発機構のもんじゅの廃止措置計画に関しまして、今年1月から実施していた原子炉容器から炉外燃料貯蔵槽への燃料取出し作業の結果について報告を受けるとともに、今月から準備が始まる次の燃料取出し作業についての説明を受けるものです。

もう一つ、議題2は、燃料体の取出し作業が完了した後に行う第2段階の廃止措置の主な内容と課題について、JAEAから説明を受けるものです。

最後です。1枚おめくりいただいて4ページ目を御覧ください。一番上です。3月26日金曜日、(12) 第960回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合。

議題は1つです。中国電力島根原子力発電所2号機の設置変更許可に関しまして、まとめ資料の確認を行うものです。いわゆるまとめ会合となります。

私からは以上となります。

大変失礼しました。先ほど1ページ目、1番の原子力規制委員会で、(2)第67回原子力規制委員会臨時会議、議題2の緊急事態応急対策委員ですが、私は5月に任期を満了する委員が5名と申し上げたのですが、15名の間違いでした。大変失礼いたしました。訂正いたします。

改めて、私からは以上となります。

### <質疑応答>

○司会 皆様からの質問をお受けします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。よろしいでしょうか。

では、マスミツさん。

○記者 読売新聞のマスミツと申します。よろしくお願ひします。

先日、更田委員長が柏崎刈羽の行政処分との関係で、運転停止命令は炉規法で1年以内となっているのを繰り返すということはないだろうというような言い方をされていたのですが、あれは法令の解釈上1年以内で繰り返すことはできないということでしょうか。

○児嶋総務課長 私もその条文を確実に見ておりませんが、いわゆる行政命令の考え方として妥当ではないという意味で間違いはないと思います。

○記者 その法令の条文には、設置許可の取消し又は1年以内の運転停止命令というふうにあると思うのですが、あれはどちらかということですか。

○児嶋総務課長 その条文自体に関して並列されていれば、そのとおりです。

○記者 そうすると、一度運転停止命令を下したら、同じ要件について、同じ事案について設置許可の取消しというのはできないということでしょうか。

○児嶋総務課長 解釈としてはそれで。今、私は100%自信はございませんが、そもそも設置許可の取消しであれ、運転停止命令であれ、非常に重い行政命令ですので、1つの事案で2つかけたり、同じもので複数回かけるというのは、行政処分としては余り考えにくいし、恐らくは、仮にそういう処分をした場合には、訴えられてもなかなか我々が妥当性を言いづらいものかなとは思っております。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

それと、同じ炉規法の別の条文で、使用の停止というような項目もあって、それを読むと、セーフティに関する部分と防護に関する部分でちょっと違う書き方をしてあったと思うのですが、セキュリティのほうについては是正措置等と書いてあったのですが、この是正措置等というのはどういうことができるというのは、下位の法令で何か

決まっているのでしょうか。

○児嶋総務課長 いえ、是正措置等ですので、何かしら現状がおかしいのでそれを変えるということですから、それはケース・バイ・ケースです。結果としては現状を踏まえて、それをおかしくする内容をそのときに決めることになります。下位法令で決めるような類いではないです。

○記者 そこには使用の停止も入るのでしょうか。

○児嶋総務課長 使用の停止は、現在使用している状況を止めるというものですので、是正措置の範疇とは恐らく少し違っていると解して間違いないと私は思います。そうであればそのように書きますし、使用停止と是正措置という形で書き分けているのであれば、それは別のものだと解釈してよろしいかと思います。

○記者 ありがとうございます。

それから、別件ですみません。昨日、新潟県の知事が県議会で、今まで保安規定の再審査というか見直しをというような趣旨のことはおっしゃっていたのですが、昨日はそれ以前に設置許可ももう一回再考してほしいというような趣旨のことをおっしゃっていました。近く規制庁のほうに申入れというか要請にいらっしゃるとおっしゃっていたのですが、いらっしゃる日程は何かもう調整されていますでしょうか。

○児嶋総務課長 まだ決まってございません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—